

一般所得

USEN-NEXT GROUP 健康保険組合が認める直接的必要経費

* 不動産所得については、[こちら](#)をご参照ください。

【自営業者の収入について】

◇健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円（60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円）未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。

◇健康保険における、自営業者の収入については『総収入から「直接的必要経費（下表参照）」を差し引いた額』となっております。（なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。）

【一覧】

「○」・・・直接的必要経費として認める経費

「△」・・・条件（備考を参照）付きで直接的必要経費として認める経費

「×」・・・直接的必要経費として認めない経費

科目	認定可否	備考
原価	○	
外注工賃	○	
給与賃金	△	状況によって異なりますので、詳細は健保へお問い合わせください。
減価償却	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	住居と事業所住所が同一の場合は、50%のみ直接必要経費として認めます ※按分した額での計上か確認出来れば、全額経費とします
利子割引料	×	
租税公課	×	
水道光熱費	△	住居と事業所住所が同一の場合は、50%のみ直接必要経費として認めます ※按分した額での計上か確認出来れば、全額経費とします
旅費交通費	○	
通信費	○	
広告宣伝費	○	
接待交際費	×	
損害保険料	×	

修繕費	○	
消耗品費	○	
支払手数料	×	
福利厚生費	×	
雑費	△	必要に応じて内容確認を行う場合があります
研修費	×	その研修・資格を有しないと事業の継続が <u>一切できない</u> ものは除く
販売促進費	○	